

飼育動物診療施設における 麻薬等の取扱い上の留意点について①

東京都 保健医療局 健康安全部
薬務課 麻薬対策担当

目次

基本的な麻薬の取扱い方法

- 譲渡・譲受
- 保管（麻薬金庫）
- 記録（診療簿・麻薬帳簿）

〈関連法令〉

- 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）

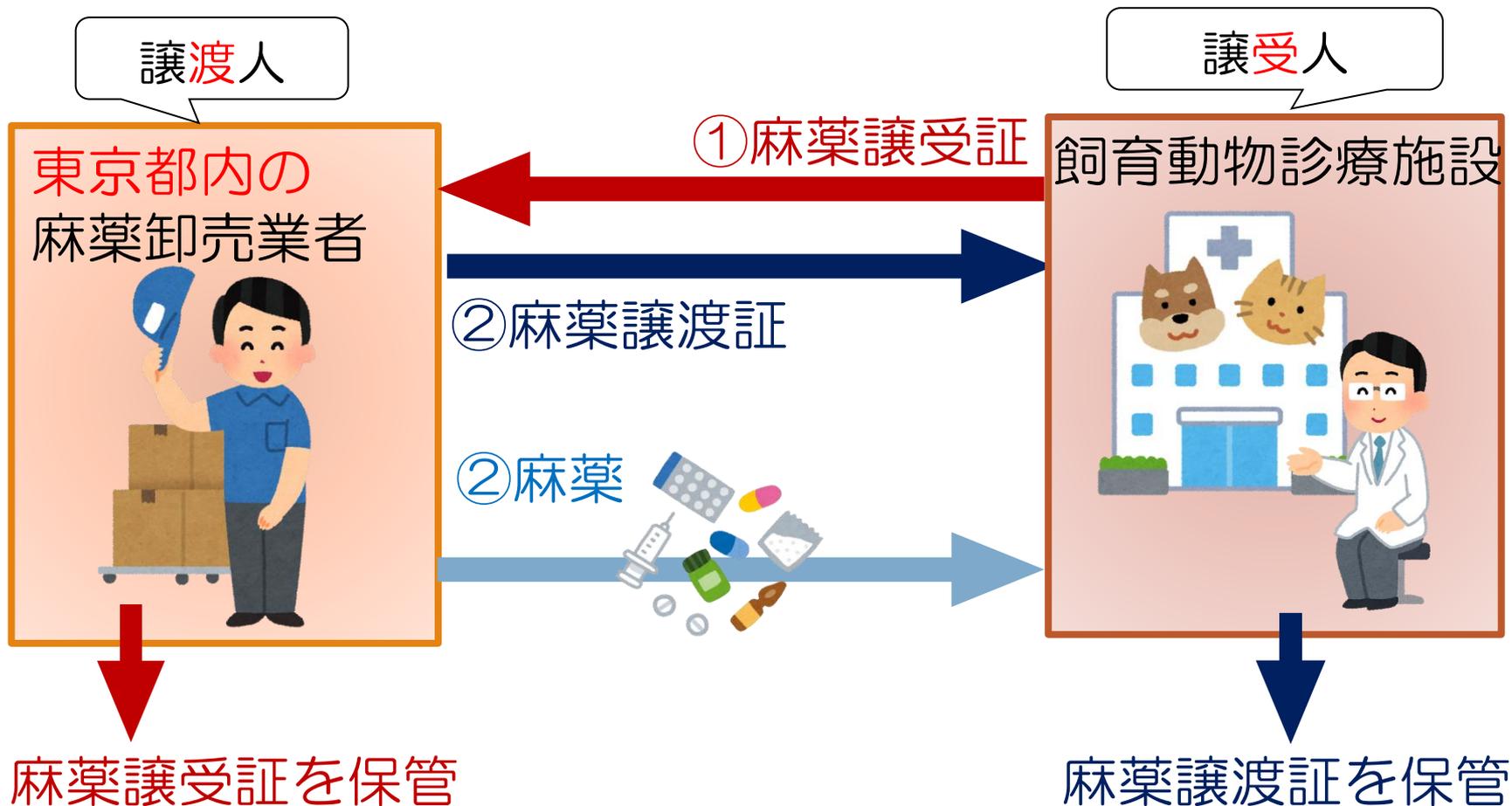
基本的な麻薬の取扱い方法

譲渡・譲受

保管（麻薬金庫）

記録（診療簿・麻薬帳簿）

Q 麻薬を購入するには？



麻薬譲渡証・譲受証は 2年間保存

麻薬診療施設 記載例

麻薬譲受証

令和〇年〇月〇日

譲受人の免許証の番号

第 号

譲受人の免許の種類

譲受人の氏名（法人にあつては、名称）

【開設者が法人の場合】 医療法人●●会 理事長 ○○ ○○

代表者印
麻薬専用印

【開設者が個人の場合】 ○○ ○○ 個人印

譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者

免許証の番号

第●●—●●号

氏名

□□ □□

個人印

麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所

所在地

東京都◎市○町1—△—□

名称

●●動物病院

品名

容量

筒数

数量

備考

ケタラル筋注用500mg/10mL

10mL

5V

××—××××

麻薬を譲受する際の注意事項

- 他の薬局、病院、診療所との貸し借りは不可
(同一開設者でも不可)
- 譲渡証に記載の品名、数量、製品番号等と現品が相違ないか
- 容器に証紙による封かんがされているか
- **破損**や**不足**等はないか

開封確認は必須ではないが、購入後の使用時等に破損等を発見した場合は、**麻薬施用者（管理者）**が麻薬事故届を提出しなければならない



譲渡・譲受に関する事例

緊急で麻薬を施用する必要があったが、在庫がなかった。
近隣の飼育動物診療施設から麻薬を借りて施用した。

不正譲渡・譲受

- 他の薬局、病院、診療所との貸し借りは不可（同一開設者でも不可）
- 基本的に、**都内の麻薬卸売業者以外から麻薬を入手することはできない。**

適用条文

◆麻薬及び向精神薬取締法◆

【第24条第9項】 譲渡し

- 麻薬卸売業者は、当該免許に係る麻薬業務所の所在地の都道府県の区域内にある麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

【第26条第3項】 譲受け

- 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者、麻薬研究施設の設置者又は大麻草栽培者は、第二十四条の規定により禁止される麻薬の譲渡しの相手方となつてはならない。

1 基本的な麻薬の取扱い方法

譲渡・譲受

保管（麻薬金庫）

記録（診療簿・麻薬帳簿）

麻薬の保管

- 麻薬は麻薬専用の金庫に保管すること
(一緒に麻薬以外の医薬品(覚醒剤を除く)や現金、麻薬帳簿を保管することはできません)
- 麻薬保管庫は施錠のできる室内に設置
- 鍵のかかる堅固な設備
 - 金属製
 - 重量金庫(概ね50kg以上) or 固定してある(外側から容易に外せない)
 - 鍵については、2か所以上で鍵がかかる構造(シリンダー錠とダイヤル錠の組合せ等)

Point !

スチール製ロッカー、机の引き出し、固定されていない手提げ金庫は不可!



麻薬保管の不適切事例

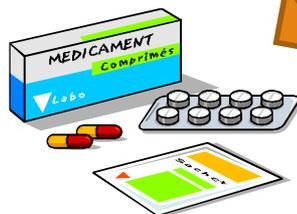
固定されていない
手提げ金庫



自宅



麻薬



現金や麻薬帳簿と一緒に保管

スチール製のロッカー—
事務机引き出し

他の医薬品と一緒に保管
(覚醒剤を除く)

往診時の保管場所について

麻薬施用者が、往診のため麻薬を持ち出す場合、往診カバンにあらかじめ必要量の麻薬を常備しておくことは可能か。

- 往診のため麻薬を持ち出す際は、その都度、必要最小限の麻薬を持ち出す。
- カバン等にあらかじめ常備しておくことはできない。
- 持ち出している間、麻薬の入ったカバン等を移動用の車等に放置しないよう注意。
- 持ち帰った麻薬は、直ちに麻薬保管庫に戻す。

適用条文

◆麻薬及び向精神薬取締法◆

【第34条第1項、第2項】 保管

- 麻薬取扱者（麻薬施用者、麻薬管理者）は、その所有し、又は管理する麻薬を、その麻薬業務所内で保管しなければならない。
- 前項の保管は、麻薬以外の医薬品（覚醒剤を除く。）と区別し、鍵をかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。

1 基本的な麻薬の取扱い方法

譲渡・譲受

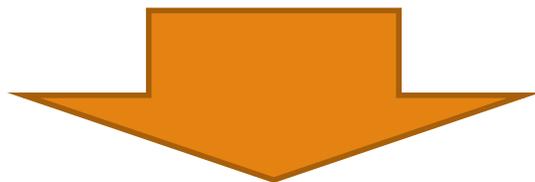
保管（麻薬金庫）

記録（診療簿・麻薬帳簿）

診療簿（診療録）への記載事項

麻薬を処方した...

- ① 患畜の**種類**
- ② 患畜の所有者 or 管理者の氏名 or 名称及び住所
- ③ **病名**及び**主要症状**
- ④ **麻薬の品名・数量**
- ⑤ 施用又は交付**年月日**



3年間保管

※牛、水牛、しか、めん羊、山羊は8年間

獣医師法施行規則第11条の2

麻薬帳簿の記載事項

当該麻薬診療施設で...

- ①譲り受けた麻薬
- ②廃棄した麻薬
- ③譲り渡した麻薬
- ④施用した麻薬

- ⑤麻薬事故届により届け出た麻薬



品名、数量、その年月日

品名、数量、事故年月日
(届出日は備考欄に記載)

帳簿を使い終わった日(最終記載日) から2年間保存

麻薬帳簿の記載例

バイアル製剤をミリリットル単位 (mL) で帳簿記載する場合

品名	ケタラール筋注用500mg			単位	m L
年月日	受入	払出	残量	備考	
7. 4. 8	30		30.0	丸都薬品練馬支店 S2-3285~7	
7. 4. 10		4.0	26.0	□村 ポチ	
7. 4. 22		4.0	22.0	×川 タマ	
7. 5. 13		4.0	18.0	△森 シロ	
7. 5. 13			20.0	帳簿訂正(+2.0mL秤量誤差) 立会者 鈴木○子®	

麻薬帳簿の記載例

記載のポイント

バイアル製剤をミリリットル単位 (mL) で帳簿記載する場合

品名	ケタラール筋注用500mg			単位	mL
年月日	受入	払出	残量	備考	
7. 4. 8	30		30.0	丸都薬品練馬支店 S2-3285～7	
7. 4.10		4.0	26.0	□村 ポチ	

- 品名、剤型、濃度別に記載
- 「受入」の年月日は麻薬譲渡証に記載された年月日を記載。
(麻薬到着年月日と異なる場合は、備考欄に到着年月日を記載)
- 払出し時には、備考欄に患畜氏名又はカルテ番号を記載。
- 施用残液を廃棄した場合は、その廃棄数量 (mL)、廃棄に立会った者の氏名を備考欄に記載。

麻薬帳簿様式のダウンロードはこちら

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/toriatsukai/tebiki>

麻薬帳簿の記載注意事項

- ルーズリーフ等の着脱式帳簿の場合は、ページ番号が必要
- ボールペン等の容易に字が消えない筆記具を使用
- 記載内容の訂正は、二本線等により抹消し、訂正した箇所に訂正者（麻薬施用者又は麻薬管理者）の訂正印を押印（修正液等を使用しない）
- 原則として、譲り受け・施用（又は交付）の都度記載
- 定期的に帳簿残高と在庫現品を確認
- コンピュータ処理の場合、管理について注意が必要
（原本性の確保のため、印刷した帳簿には、麻薬施用者又は麻薬管理者の押印等があるのが望ましい）

データ改ざん・破損防止対策を講じてください
（例：パスワードの設定、定期的なバックアップ）



適用条文

◆麻薬及び向精神薬取締法◆

【第39条第1項】 帳簿

- 麻薬管理者は、麻薬診療施設に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - ① 当該麻薬診療施設の開設者が譲り受け、又は廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日
 - ② 当該麻薬診療施設の開設者が譲り渡した麻薬（施用のため 交付したコデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びにこれらの塩類を除く。）の品名及び数量並びにその年月日
 - ③ 当該麻薬診療施設で施用した麻薬（コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びにこれらの塩類を除く。）の品名及び数量並びにその年月日
 - ④ 第35条第1項の規定により届け出た麻薬（事故麻薬）の品名及び数量

続きは、

飼育動物診療施設における

麻薬等の取扱い上の留意点について②

をご覧ください。